

下水道工事に伴う市道の道路通行規制届・使用許可申請手続き

大垣市水道部下水道課

1. 通行規制届を**5部**※作成し、担当者の確認印を得た後、管理課へ申請する。
(申請には道路占用許可の写しが必要)
※旧大垣市内。上石津地域、墨俣地域は**6部**作成。
2. 管理課から承諾書を受け取る。
3. 使用許可申請書を**3部**作成し、**1部下水道課**へ提出、**2部警察署**へ申請する。
(申請には通行規制承諾書及び道路占用許可の写しが必要)
4. 警察署から使用許可書を受け取る。
5. 使用許可書の写し(道路使用許可条件添付)を下水道課へ提出する。(提出書)
6. 工期が3か月を越えるものについては、許可期間が切れる前に市管理課と警察署へ3か月毎の更新手続きをとること。
(その更新許可の写しは、当初と同様、下水道課に提出のこと。)

以上で、使用許可の手続きを完了し、工事着手となる。

※ 備 考

- ・ 道路使用許可申請手続きは、道交法77条による。